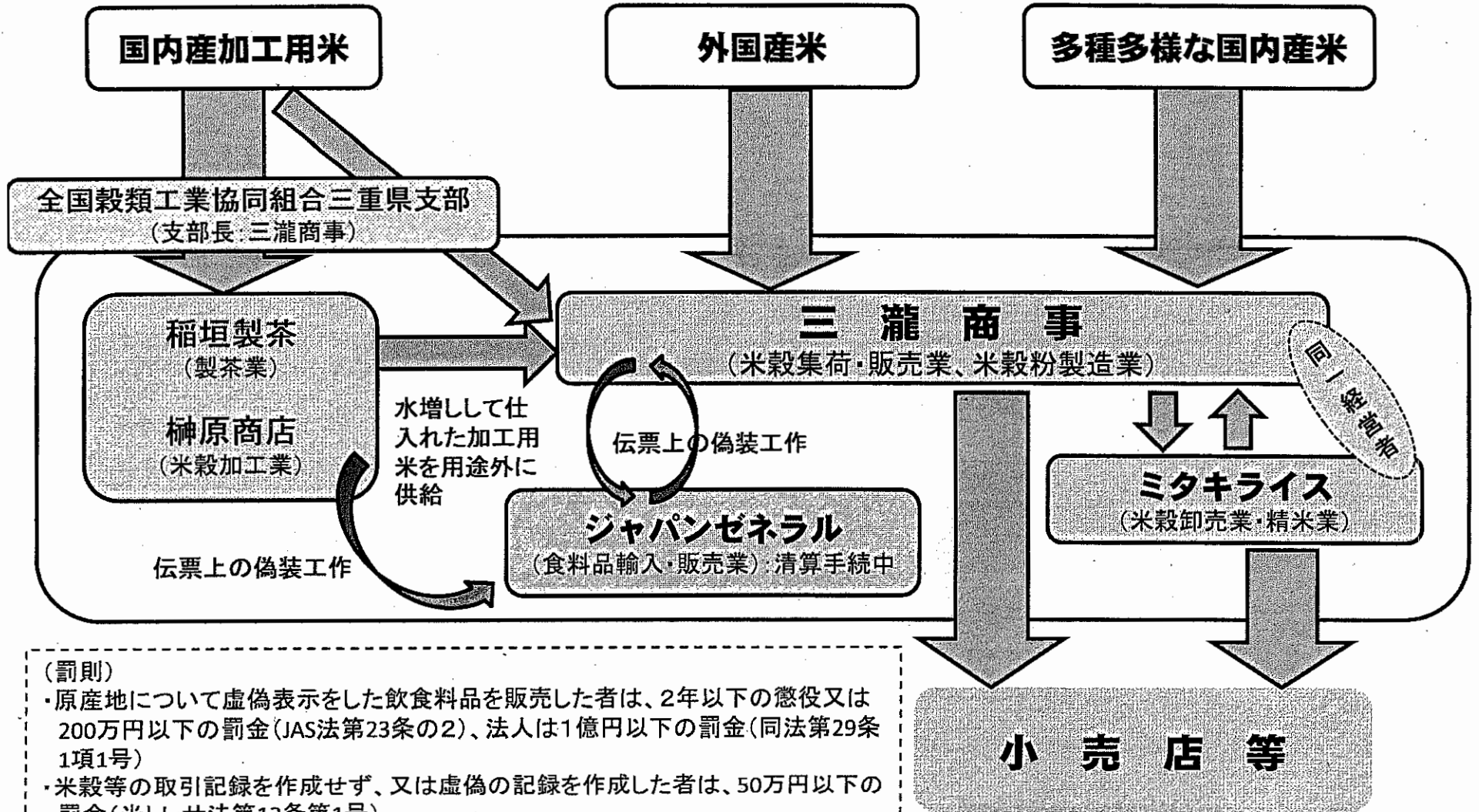


三瀧商事等による米の偽装に関する米の流れ



(罰則)

- ・原産地について虚偽表示をした飲食料品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(JAS法第23条の2)、法人は1億円以下の罰金(同法第29条1項1号)
- ・米穀等の取引記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、50万円以下の罰金(米トレサ法第12条第1号)
- ・食糧法に基づく業務改善命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(食糧法第56条)、法人は1億円以下の罰金(同法第60条)

優良誤認を招く不当表示の例

品質、規格、その他の内容について著しく優良であると示す表示を禁止しています。

品質、規格、その他の内容とは、このようなものです。

- 品質：原材料、純度、添加物、効能、鮮度、栄養価など
- 規格：国や地方公共団体が定めた規格、等級、基準など
- その他の内容：原産地、有効期限、製造方法など

別添 2

合理的な根拠がない効果・効能等の表示は、優良誤認を招く不当表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断する材料として、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者を求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

※提出された資料が表示の裏付けとなる合理的なものといえない場合も、「優良誤認を招く不当表示」とみなされます。

CASE 1



実際のものよりも著しく優良であると示すケース

商品・サービスの品質や規格、その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示は不当表示となります。

食肉のブランド表示の偽装

国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。



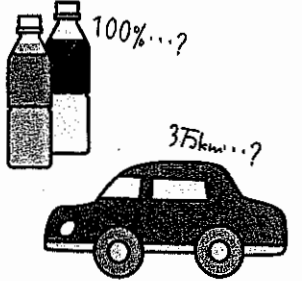
アクセサリーの原材料の虚偽表示

天然ダイヤを使用したネックレスであるかのように表示していたが、実際には使われているのはすべて人造ダイヤだった。



他にもこんなケースがあります

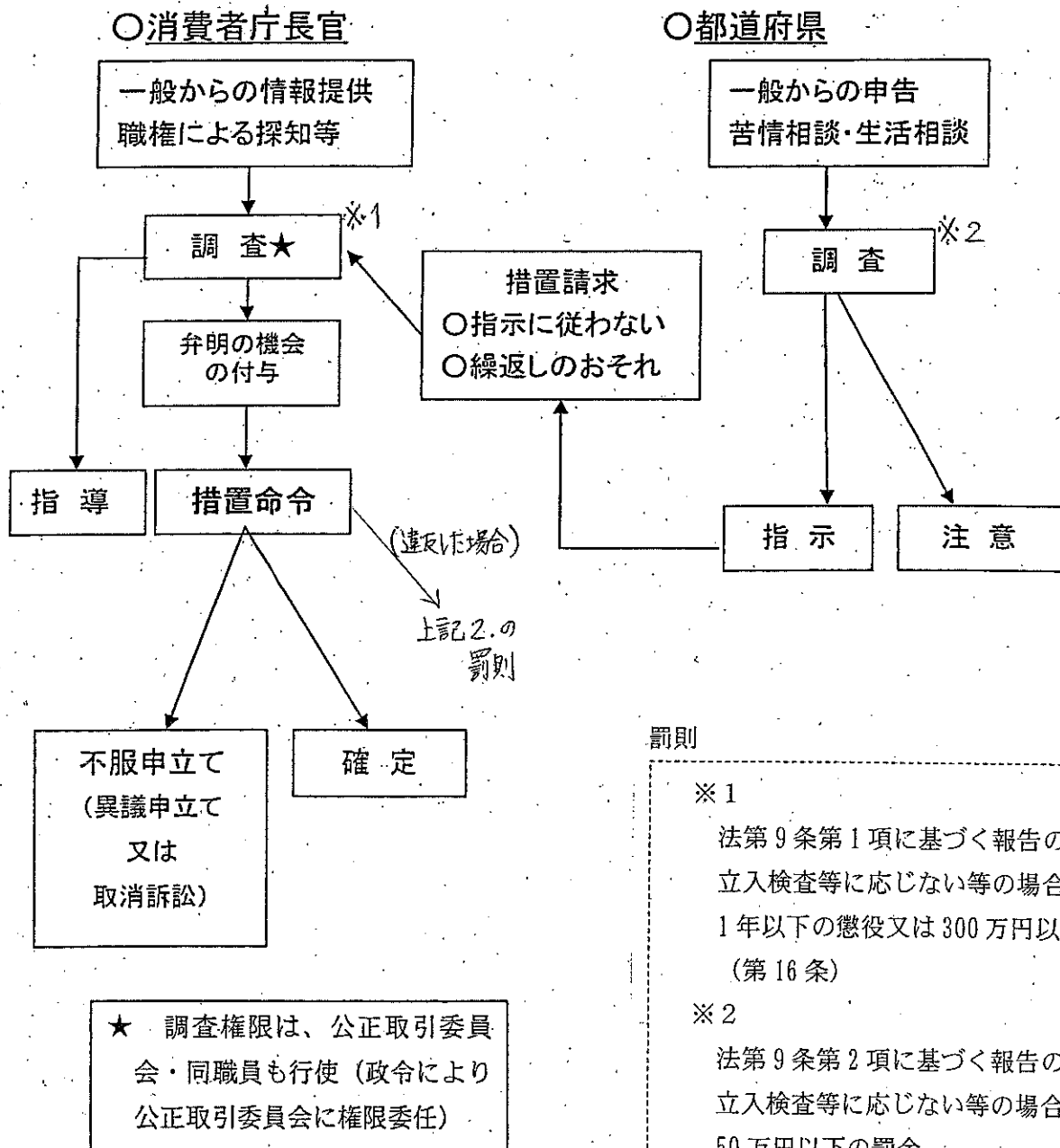
- 「100%果汁」と表示したジュースの果汁成分が、実際には60%。
- 「走行距離3万km」と表示した中古車が、実際には10万km走行車。



景品表示法違反行為に対する措置

1. 消費者庁長官は、景品表示法第3条（景品類の制限及び禁止）又は第4条第1項（不当な表示の禁止）の規定に違反している事業者に対し、違反行為の差止めや再発を防止するために必要な事項、関連する公示等を命じる措置命令を行うことができる（景品表示法第6条）。
2. 措置命令に違反した者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が、当該事業者は3億円以下の罰金が科せられる（景品表示法第15条第1項、第18条第1項）。
3. 都道府県知事は、景品表示法第3条又は第4条第1項の規定に違反している事業者に対し、違反行為を止めること、これに関連する公示をすることを指示することができる（景品表示法第7条）。

事件処理の手続



罰則

※1
法第9条第1項に基づく報告の徴収及び立入検査等に応じない等の場合は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（第16条）

※2
法第9条第2項に基づく報告の徴収及び立入検査等に応じない等の場合は、50万円以下の罰金（第17条）